

広島県告示第七百八十四号

次の上欄に掲げる者から、漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号。以下「法」という。）第百十二条第一項の規定による同意を求めるための事前届出があった。
 なお、指定漁船に係る指定漁船調書は、次の下欄に掲げるとおり縦覧に供する。

令和五年五月二十五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

上		欄		下		欄			
発起人の住所及び氏名	竹原市吉名町五〇六四―七 西村 武 竹原市吉名町八八五―六 渡辺 昌彦 竹原市忠海東町一丁目一〇―三 福本 悟 竹原市忠海長浜一丁目八―三六 寄能 輝明	加入区	芸南	法第百十三条 第一項の申出 をする漁業協 同組合の名称	芸南 漁業協同組 合	縦覧期間	令和五年 五月二十五日 ～ 令和五年 六月八日	縦覧場所	芸南漁業協同 組合